【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年5月18日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長　岩 崎 俊 博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番１号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番１号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	野村CRF(キャッシュ・リザーブ・ファンド)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成23年11月19日から平成24年11月22日まで) 100兆円を上限とします。 ＊なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成23年11月18日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

２【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の 第一部 証券情報 を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(12)その他

（前略）

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

＜訂正後＞

(12)その他

（前略）

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

<u>⑤ファンドの信託約款の変更</u>

当ファンドについて、下記の内容の約款変更を平成24年10月1日適用で予定しております。

＜約款変更の内容＞

当ファンドの分配金については原則再投資となっておりますが、あらかじめ受益者が自己の有する受益権の全部について、販売会社に対し、分配金の再投資をしないことをあらかじめ申し出た場合においては、販売会社は、当月の最終営業日から分配金を受益者にお支払いすることとなっております。

平成24年10月以降、分配金については再投資のお取り扱いのみに変更することを予定しています。

つきましては、所要の約款変更の手続を行なう予定です。平成24年7月30日を過ぎて取得した受益権については信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(1) ファンドの目的及び基本的性格

（前略）

◆毎日、お申込み・ご換金※が可能です。

※ご換金の受付け時間により換金代金のお支払日は以下の通りとなります。

（販売会社の買取りによるご換金の場合は、お取扱が異なります。）

①販売会社が正午までに換金の申込を受付けた場合

→換金代金は受付日の翌営業日からお支払いいたします。

②販売会社が正午を過ぎて換金の申込を受付けた場合

→換金代金は受付日の翌々営業日からお支払いいたします。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、上記とお取扱いが異なります。

◆毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配※します。

（以下略）

＜訂正後＞

(1) ファンドの目的及び基本的性格

（前略）

◆毎日、お申込み・ご換金※が可能です。

※ご換金の受付け時間により換金代金のお支払日は以下の通りとなります。

（販売会社の買取りによるご換金の場合は、お取扱が異なります。）

①販売会社が正午までに換金の申込を受付けた場合

→換金代金は受付日の翌営業日からお支払いいたします。

②販売会社が正午を過ぎて換金の申込を受付けた場合

→換金代金は受付日の翌々営業日からお支払いいたします。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、上記とお取扱いが異なります。

＊平成24年11月22日以降は、買取りによる換金の受付けはしないこととする予定です。

◆毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配※します。

（以下略）

＜訂正前＞

(3)ファンドの仕組み

（前略）

委託会社の概況

■委託会社■

（前略）

・資本金の額

平成23年9月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成23年9月末現在)

（以下略）

＜訂正後＞

(3)ファンドの仕組み

（前略）

委託会社の概況

■委託会社■

（前略）

・資本金の額

平成24年3月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

（中略）

・大株主の状況(平成24年3月末現在)

（以下略）

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(3) 運用体制

（前略）

ファンドの運用体制等は平成23年11月18日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正後＞

(3) 運用体制

（前略）

ファンドの運用体制等は平成24年5月18日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正前＞

(4) 分配方針

（前略）

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＜訂正後＞

(4) 分配方針

（前略）

分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

当ファンドについて、下記の内容の約款変更を平成24年10月1日適用で予定しております。

＜約款変更の内容＞

当ファンドの分配金については原則再投資となっておりますが、あらかじめ受益者が自己の有する受益権の全部について、販売会社に対し、分配金の再投資をしないことをあらかじめ申し出た場合においては、販売会社は、当月の最終営業日から分配金を受益者にお支払いすることとなっております。

平成24年10月以降、分配金については再投資のお取り扱いのみに変更することを予定しています。

つきましては、所要の約款変更の手続を行なう予定です。平成24年7月30日を過ぎて取得した受益権については信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

（前略）

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

（中略）

※ 投資リスクに関する管理体制等は平成23年11月18日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正後＞

（前略）

≪委託会社におけるリスクマネジメント体制≫

（中略）

※ 投資リスクに関する管理体制等は平成24年5月18日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(5) 課税上の取扱い

課税上は、公社債投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆法人の投資家に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については20%(所得税15%および地方税５%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

※ ファンドは、日々決算を行ないその都度決算収益の全額を収益分配金としておりますので、収益分配金について課された源泉税は全額法人税額から控除できます。

◆個人の投資家に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については、20%(所得税15%および地方税５%)の税率による源泉分離課税が行なわれます。

少額貯蓄非課税制度（マル優制度）をご利用の場合は、お一人元金350万円(すでにご利用の場合は、その金額を差し引いた額)までは、上記の税金はかかりません。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行なわない場合があります。

マル優制度の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

◆ご換金時は、ご換金にかかる受益権に帰属する再投資前の分配金に対して課税が行なわれます。
また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する分配金に対して課税が行なわれます。
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(ご参考)

≪お客様に直接ご負担いただく費用・税金≫

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	――――――	再投資前の分配金に対して20%※1
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税	――――――	ご換金時にお支払いする 再投資前の分配金に対して 20%※2
償還時	所得税および地方税	――――――	元本超過額に対して 20%※2
			償還時にお支払いする 分配金に対して 20%※2

※1 分配金をお支払いする場合は、お支払いする分配金について20%が課税されます。
※2 ご換金時は、ご換金にかかる受益権に帰属する再投資前の分配金に対して課税が行なわれます。
また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する分配金に対して課税が行なわれます。

◆マル優制度をご利用の場合、一定の金額までは上記の税金はかかりません。詳しくは前述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更となる場合があります。

<訂正後>

(5) 課税上の取扱い

課税上は、公社債投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆法人の投資家に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については20%(所得税15%および地方税５%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

[平成25年1月1日以後]

法人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となりますが、徴収された源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除されます。

※ ファンドは、日々決算を行ないその都度決算収益の全額を収益分配金としておりますので、収益分配金について課された源泉税は全額法人税額から控除できます。

◆個人の投資家に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については、20%(所得税15%および地方税５%)の税率による源泉分離課税が行なわれます。

[平成25年1月1日以後]

個人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉分離課税が行なわれます。

少額貯蓄非課税制度（マル優制度）をご利用の場合は、お一人元金350万円(すでにご利用の場合は、その金額を差し引いた額)までは、上記の税金はかかりません。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行なわない場合があります。

マル優制度の取扱いについて、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

◆ご換金時は、ご換金にかかる受益権に帰属する再投資前の分配金に対して課税が行なわれます。
また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する分配金に対して課税が行なわれます。
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(ご参考)

≪お客様に直接ご負担いただく費用・税金≫

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	―――――	再投資前の分配金に対して20%※1
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税	―――――	ご換金時にお支払いする 再投資前の分配金に対して 20%※2
償還時	所得税および地方税	―――――	元本超過額に対して 20%※2
			償還時にお支払いする 分配金に対して 20%※2

※1 分配金をお支払いする場合は、お支払いする分配金について20%が課税されます。
平成25年1月1日以後、分配金をお支払いする場合は、お支払いする分配金について20.315%が課税されます。

※2 ご換金時は、ご換金にかかる受益権に帰属する再投資前の分配金に対して課税が行なわれます。
また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する分配金に対して課税が行なわれます。
なお、平成25年1月1日以後は、20.315%となります。

◆マル優制度をご利用の場合、一定の金額までは上記の税金はかかりません。詳しくは前述の「課税上の取扱い」をご覧ください。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更となる場合があります。

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

以下は平成24年3月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
コマーシャルペーパー	日本	55,999,631,744	13.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	352,820,916,485	86.30
合計(純資産総額)		408,820,548,229	100.00

(2)投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	コマーシャルペーパー	みずほコーポレート銀行	36,000,000,000	―	35,999,763,264	―	35,999,763,264	―	―	8.80
2	日本	コマーシャルペーパー	ミツイスミトモギンコウ	20,000,000,000	―	19,999,868,480	―	19,999,868,480	―	―	4.89

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
コマーシャルペーパー	―	13.69
合計		13.69

②投資不動産物件
　　該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
　　該当事項はありません。

(3)運用実績

①純資産の推移
平成24年3月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)※	(分配落)	(分配付)※
第1特定期間	2002年8月30日～2003年2月28日	28,237	28,237	1.0000	1.0000
第2特定期間	2003年3月1日～2003年8月31日	36,871	36,871	1.0000	1.0000
第3特定期間	2003年9月1日～2004年2月29日	64,746	64,746	1.0000	1.0000
第4特定期間	2004年3月1日～2004年8月31日	61,002	61,002	1.0000	1.0000
第5特定期間	2004年9月1日～2005年2月28日	64,648	64,648	1.0000	1.0000
第6特定期間	2005年3月1日～2005年8月31日	96,242	96,242	1.0000	1.0000
第7特定期間	2005年9月1日～2006年2月28日	100,496	100,496	1.0000	1.0000
第8特定期間	2006年3月1日～2006年8月31日	98,180	98,181	1.0000	1.0000
第9特定期間	2006年9月1日～2007年2月28日	181,092	181,094	1.0000	1.0000
第10特定期間	2007年3月1日～2007年8月31日	289,549	289,553	1.0000	1.0000
第11特定期間	2007年9月1日～2008年2月29日	333,783	333,787	1.0000	1.0000
第12特定期間	2008年3月1日～2008年8月31日	341,399	341,403	1.0000	1.0000
第13特定期間	2008年9月1日～2009年2月28日	314,064	314,065	1.0000	1.0000
第14特定期間	2009年3月1日～2009年8月31日	321,423	321,424	1.0000	1.0000
第15特定期間	2009年9月1日～2010年2月28日	333,328	333,329	1.0000	1.0000
第16特定期間	2010年3月1日～2010年8月31日	349,884	349,885	1.0000	1.0000
第17特定期間	2010年9月1日～2011年2月28日	404,008	404,009	1.0000	1.0000
第18特定期間	2011年3月1日～2011年8月31日	395,946	395,947	1.0000	1.0000
第19特定期間	2011年9月1日～2012年2月29日	372,679	372,680	1.0000	1.0000

	2011年3月末日	342,923	―	1.0000	―
	4月末日	457,835	―	1.0000	―
	5月末日	458,731	―	1.0000	―
	6月末日	446,053	―	1.0000	―
	7月末日	443,703	―	1.0000	―
	8月末日	395,946	―	1.0000	―
	9月末日	397,877	―	1.0000	―
	10月末日	435,282	―	1.0000	―
	11月末日	402,106	―	1.0000	―
	12月末日	359,058	―	1.0000	―
	2012年1月末日	360,646	―	1.0000	―
	2月末日	372,679	―	1.0000	―
	3月末日	408,820	―	1.0000	―

※特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

②分配の推移

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2002年8月30日～2003年2月28日	0.0000131 円
第2特定期間	2003年3月1日～2003年8月31日	0.0000121 円
第3特定期間	2003年9月1日～2004年2月29日	0.0000121 円
第4特定期間	2004年3月1日～2004年8月31日	0.0000131 円
第5特定期間	2004年9月1日～2005年2月28日	0.0000152 円
第6特定期間	2005年3月1日～2005年8月31日	0.0000166 円
第7特定期間	2005年9月1日～2006年2月28日	0.0000162 円
第8特定期間	2006年3月1日～2006年8月31日	0.0003758 円
第9特定期間	2006年9月1日～2007年2月28日	0.0012731 円
第10特定期間	2007年3月1日～2007年8月31日	0.0022406 円
第11特定期間	2007年9月1日～2008年2月29日	0.0022177 円
第12特定期間	2008年3月1日～2008年8月31日	0.0022213 円
第13特定期間	2008年9月1日～2009年2月28日	0.0014893 円
第14特定期間	2009年3月1日～2009年8月31日	0.0004875 円
第15特定期間	2009年9月1日～2010年2月28日	0.0004642 円
第16特定期間	2010年3月1日～2010年8月31日	0.0004385 円
第17特定期間	2010年9月1日～2011年2月28日	0.0004149 円
第18特定期間	2011年3月1日～2011年8月31日	0.0003823 円
第19特定期間	2011年9月1日～2012年2月29日	0.0003811 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③収益率の推移

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2002年8月30日～2003年2月28日	0.0 %
第2特定期間	2003年3月1日～2003年8月31日	0.0 %
第3特定期間	2003年9月1日～2004年2月29日	0.0 %
第4特定期間	2004年3月1日～2004年8月31日	0.0 %
第5特定期間	2004年9月1日～2005年2月28日	0.0 %
第6特定期間	2005年3月1日～2005年8月31日	0.0 %
第7特定期間	2005年9月1日～2006年2月28日	0.0 %
第8特定期間	2006年3月1日～2006年8月31日	0.04 %
第9特定期間	2006年9月1日～2007年2月28日	0.13 %
第10特定期間	2007年3月1日～2007年8月31日	0.22 %
第11特定期間	2007年9月1日～2008年2月29日	0.22 %
第12特定期間	2008年3月1日～2008年8月31日	0.22 %
第13特定期間	2008年9月1日～2009年2月28日	0.15 %
第14特定期間	2009年3月1日～2009年8月31日	0.05 %
第15特定期間	2009年9月1日～2010年2月28日	0.05 %
第16特定期間	2010年3月1日～2010年8月31日	0.04 %
第17特定期間	2010年9月1日～2011年2月28日	0.04 %
第18特定期間	2011年3月1日～2011年8月31日	0.04 %
第19特定期間	2011年9月1日～2012年2月29日	0.04 %

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。
※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しております。

(4)設定及び解約の実績

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2002年8月30日～2003年2月28日	59,873,049,307	31,635,077,384	28,237,971,923
第2特定期間	2003年3月1日～2003年8月31日	66,460,590,577	57,826,846,919	36,871,715,581
第3特定期間	2003年9月1日～2004年2月29日	88,219,647,793	60,344,524,864	64,746,838,510
第4特定期間	2004年3月1日～2004年8月31日	97,841,912,083	101,585,892,364	61,002,858,229
第5特定期間	2004年9月1日～2005年2月28日	72,469,054,843	68,823,758,797	64,648,154,275
第6特定期間	2005年3月1日～2005年8月31日	154,025,206,182	122,430,546,448	96,242,814,009
第7特定期間	2005年9月1日～2006年2月28日	148,882,406,336	144,628,941,399	100,496,278,946
第8特定期間	2006年3月1日～2006年8月31日	161,554,306,257	163,869,739,081	98,180,846,122
第9特定期間	2006年9月1日～2007年2月28日	344,678,363,765	261,766,885,824	181,092,324,063
第10特定期間	2007年3月1日～2007年8月31日	744,803,143,253	636,345,907,336	289,549,559,980
第11特定期間	2007年9月1日～2008年2月29日	657,439,685,464	613,205,305,093	333,783,940,351
第12特定期間	2008年3月1日～2008年8月31日	653,568,052,195	645,952,088,584	341,399,903,962
第13特定期間	2008年9月1日～2009年2月28日	563,457,635,601	590,793,336,615	314,064,202,948
第14特定期間	2009年3月1日～2009年8月31日	544,121,444,999	536,762,410,165	321,423,237,782
第15特定期間	2009年9月1日～2010年2月28日	525,131,888,717	513,226,785,873	333,328,340,626
第16特定期間	2010年3月1日～2010年8月31日	784,717,680,315	768,161,600,720	349,884,420,221
第17特定期間	2010年9月1日～2011年2月28日	693,879,423,102	639,755,453,660	404,008,389,663
第18特定期間	2011年3月1日～2011年8月31日	916,322,223,238	924,383,779,233	395,946,833,668
第19特定期間	2011年9月1日～2012年2月29日	928,091,096,847	951,358,291,689	372,679,638,826

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

＜参考情報＞ 運用実績（2012年3月31日現在）

［７日間平均年換算利回り・純資産の推移］（日次：設定来）

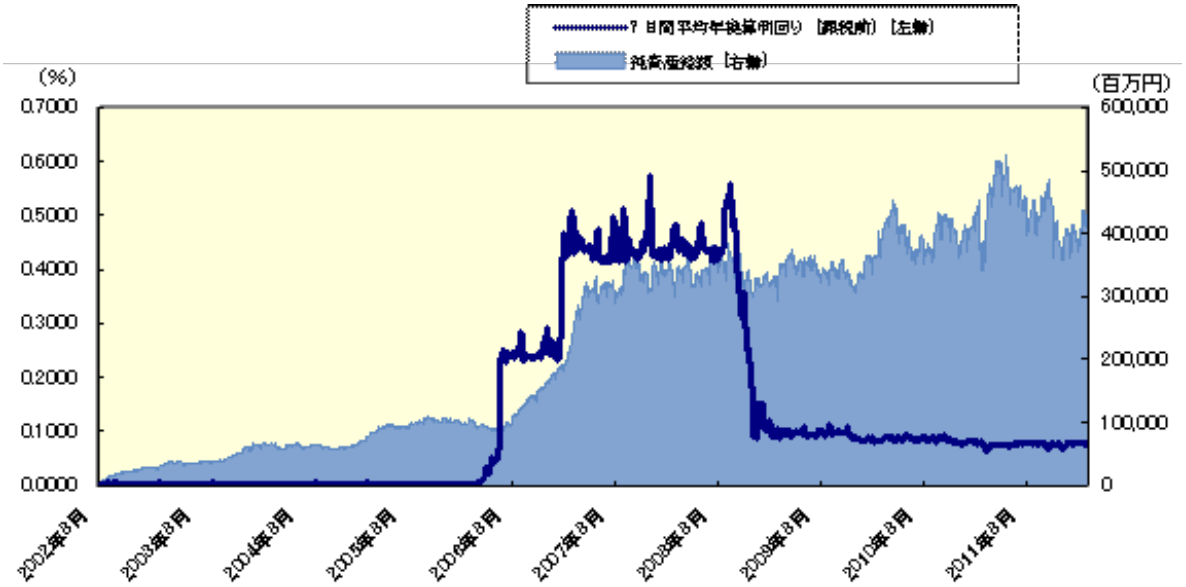

［主要な資産の状況］

資産別投資比率	
資産の種類	投資比率(%)
コマーシャルペーパー	13.7
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	86.3

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

2 換金(解約)手続等

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

（前略）

(b) 受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、受益者の請求があるときは、１口単位または１円単位をもってその受益権を買取ることができます。

（以下略）

＜訂正後＞

（前略）

(b) 受益権の買取り(買取請求制)

＊当ファンドは買取りによる換金を受付けておりますが、平成24年11月22日以降は、買取りによる換金の受付けはしないこととする予定です。

販売会社は、受益者の請求があるときは、１口単位または１円単位をもってその受益権を買取ることができます。

（以下略）

4 受益者の権利等

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

（中略）

※分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

（以下略）

＜訂正後＞

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

（中略）

※分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＊上記の内容は、約款変更適用後（平成24年10月1日以降）は変更となります。（詳細は「第１ ファンドの状況 ２ 投資方針 （４）分配方針」をご覧ください。）

■収益分配金請求権の失効■

（以下略）

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

野村CRF(キャッシュ・リザーブ・ファンド)

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成23年9月 1 日から平成24年2月29日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1財務諸表

野村CRF(キャッシュ・リザーブ・ファンド)

(1)貸借対照表

期別	前期 平成23年8月31日現在	当期 平成24年2月29日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	760,609	723,344
コール・ローン	68,000,000,000	92,664,000,000
コマーシャル・ペーパー	76,000,000,000	70,000,000,000
現先取引勘定	168,977,416,244	164,518,736,172
未収利息	640,287	721,478
その他未収収益	250,032	137,109
借入有価証券担保金	82,968,867,382	45,496,360,000
流動資産合計	395,947,934,554	372,680,678,103
資産合計	395,947,934,554	372,680,678,103
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	831,488	819,895
未払受託者報酬	17,526	16,699
未払委託者報酬	193,645	184,303
その他未払費用	23,852	13,526
流動負債合計	1,066,511	1,034,423
負債合計	1,066,511	1,034,423
純資産の部		
元本等		
元本	395,946,833,668	372,679,638,826
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	34,375	4,854
元本等合計	395,946,868,043	372,679,643,680
純資産合計	395,946,868,043	372,679,643,680
負債純資産合計	395,947,934,554	372,680,678,103

(2)損益及び剰余金計算書

期別	前期 自 平成23年3月 1 日 至 平成23年8月31日	当期 自 平成23年9月 1 日 至 平成24年2月29日
科目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	163,071,130	152,784,978
その他収益	61,515,702	50,822,282
営業収益合計	224,586,832	203,607,260
営業費用		
受託者報酬	3,634,325	3,296,607
委託者報酬	40,036,832	36,318,725
その他費用	6,183,262	4,946,268
営業費用合計	49,854,419	44,561,600
営業利益	174,732,413	159,045,660
経常利益	174,732,413	159,045,660
当期純利益	174,732,413	159,045,660
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金(△)	24,907	34,375
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	174,722,945	159,075,181
期末剰余金又は期末欠損金(△)	34,375	4,854

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) コマーシャル・ペーパー 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
3 その他	(1) 現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年3月10日）の規定によっております。 (2) 計算期間 当ファンドは日々決算を行っておりますが、6ヶ月毎に財務諸表を作成しております。財務諸表の作成期間は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)により、平成23年9月 1 日から平成24年2月29日までとなっております。

(追加情報)

当期 自 平成23年9月 1 日 至 平成24年2月29日
当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成23年8月31日現在	当期 平成24年2月29日現在
1 借入有価証券担保金は現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。	1 借入有価証券担保金は現金担保付債券貸借取引に係る担保金であります。
2 特定期間の末日における受益権の総数 395,946,833,668 口	2 特定期間の末日における受益権の総数 372,679,638,826 口
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000 円 (10,000口当たり純資産額 10,000 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0000 円 (10,000口当たり純資産額 10,000 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成23年3月 1 日 至 平成23年8月31日	当期 自 平成23年9月 1 日 至 平成24年2月29日
1 分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額174,757,320円を分配対象収益として174,722,945円を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 特定期間における純資産額の元本超過額159,080,035円を分配対象収益として159,075,181円を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自 平成23年3月 1 日 至 平成23年8月31日	当期 自 平成23年9月 1 日 至 平成24年2月29日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 同左
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の２ 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左
3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成23年8月31日現在	当期 平成24年2月29日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 ○コマーシャル・ペーパー (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ○コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成23年3月 1 日 至 平成23年8月31日	当期 自 平成23年9月 1 日 至 平成24年2月29日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

１元本の移動

前期 自 平成23年3月 1 日 至 平成23年8月31日		当期 自 平成23年9月 1 日 至 平成24年2月29日	
期首元本額	404,008,389,663 円	期首元本額	395,946,833,668 円
期中追加設定元本額	916,322,223,238 円	期中追加設定元本額	928,091,096,847 円
期中一部解約元本額	924,383,779,233 円	期中一部解約元本額	951,358,291,689 円

２有価証券関係

売買目的有価証券

	前期 自 平成23年3月 1 日 至 平成23年8月31日	当期 自 平成23年9月 1 日 至 平成24年2月29日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
コマーシャル・ペーパー	0	0
合計	0	0

３デリバティブ取引関係

前期(平成23年8月31日現在)

該当事項はございません。

当期(平成24年2月29日現在)

該当事項はございません。

(4)附属明細表

第１有価証券明細表

(1)株式(平成24年2月29日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券　　(平成24年2月29日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
コマーシャル・ペーパー	ミツイスミトモギンコウ	35,000,000,000	35,000,000,000	
	ミズホコーポレートギンコウ	35,000,000,000	35,000,000,000	
コマーシャル・ペーパー計		70,000,000,000	70,000,000,000	
合計		70,000,000,000	70,000,000,000	

第２デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

純資産額計算書　　平成24年3月31日現在

Ⅰ	資産総額	453,823,171,984	円
Ⅱ	負債総額	45,002,623,755	円
Ⅲ	純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	408,820,548,229	円
Ⅳ	発行済口数	408,820,516,374	口
Ⅴ	1口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.0000	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(1) 資本金の額

平成23年9月末現在、17,180百万円

（以下略）

＜訂正後＞

(1) 資本金の額

平成24年3月末現在、17,180百万円

（以下略）

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

＜更新・訂正後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成24年2月29日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	765	10,291,276
単位型株式投資信託	38	251,671
追加型公社債投資信託	18	4,681,574
単位型公社債投資信託	0	0
合計	821	15,224,522

3 委託会社等の経理状況

次へ

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊平成23年8月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊平成23年8月末現在

＜訂正後＞

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

＊平成24年2月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額＊	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＊平成24年2月末現在

2 関係業務の概要

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

（前略）

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

＜訂正後＞

（前略）

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務※、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

※平成24年11月22日以降は、買取りによる換金の受付けはしないこととする予定です。

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況 の該当部分を以下のように訂正するとともに、末尾に添付のように、最近中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）の中間財務諸表（以下「中間財務諸表」といいます。）が追加されます。

※下線部＿＿＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年３月24日付内閣府令第５号により改正されておりますが、第51期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第５号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第52期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第５号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

＜訂正後＞

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年３月24日付内閣府令第５号により改正されておりますが、第51期事業年度(前事業年度)は改正前、第52期事業年度(当事業年度)は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年８月６日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表ならびに当中間会計期間の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

		平成23年９月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		498
金銭の信託		39,466
有価証券		1,600
短期貸付金		168
未収委託者報酬		8,212
未収収益		4,942
繰延税金資産		853
その他		313
貸倒引当金		△6
流動資産計		56,049
固定資産		
有形固定資産	※１	1,687
無形固定資産		10,049
ソフトウェア		10,047
その他		1
投資その他の資産		22,390
投資有価証券		6,685
関係会社株式		14,424
繰延税金資産		886
その他		393
貸倒引当金		△0
固定資産計		34,127
資産合計		90,176

		平成23年９月30日現在
区分	注記番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		5,000
未払収益分配金		4
未払償還金		53
未払手数料		3,570
その他未払金	※２	1,323
未払費用		7,194
未払法人税等		723
賞与引当金		1,463
その他		99
流動負債計		19,431
固定負債		
退職給付引当金		3,251
時効後支払損引当金		491
その他		5
固定負債計		3,747
負債合計		23,179
(純資産の部)		
株主資本		65,310
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		36,400
利益準備金		685
その他利益剰余金		35,715
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		11,108
評価・換算差額等		1,686
その他有価証券評価差額金		1,568
繰延ヘッジ損益		117
純資産合計		66,996
負債・純資産合計		90,176

◇中間損益計算書

		自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日
区分	注記番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		41,975
運用受託報酬		9,087
その他営業収益		67
営業収益計		51,131
営業費用		
支払手数料		21,876
調査費		10,328
その他営業費用		2,150
営業費用計		34,356
一般管理費	※１	11,623
営業利益		5,151
営業外収益	※２	3,261
営業外費用	※３	333
経常利益		8,079
特別利益	※４	123
特別損失	※５	69
税引前中間純利益		8,133
法人税、住民税及び事業税		1,605
法人税等調整額		1,229
中間純利益		5,298

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間　（単位：百万円）

	自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日
株主資本	
資本金	
当期首残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	－
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
当期首残高	14,077
当中間期変動額	
剰余金の配当	△8,267
中間純利益	5,298
当中間期変動額合計	△2,968
当中間期末残高	11,108
利益剰余金合計	
当期首残高	39,369

当中間期変動額	
剰余金の配当	△8,267
中間純利益	5,298
当中間期変動額合計	△2,968
当中間期末残高	36,400
株主資本合計	
当期首残高	68,279
当中間期変動額	
剰余金の配当	△8,267
中間純利益	5,298
当中間期変動額合計	△2,968
当中間期末残高	65,310
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,694
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,125
当中間期変動額合計	△1,125
当中間期末残高	1,568
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	△69
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	187
当中間期変動額合計	187
当中間期末残高	117
評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,624
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△938
当中間期変動額合計	△938
当中間期末残高	1,686
純資産合計	
当期首残高	70,903
当中間期変動額	
剰余金の配当	△8,267
中間純利益	5,298
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△938
当中間期変動額合計	△3,906
当中間期末残高	66,996

[重要な会計方針]

1　有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2　デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3　金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4　固定資産の減価償却の方法	(1)　有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 (2)　無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。
5　引当金の計上基準	(1)　貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2)　賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3)　退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4)　時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6　リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年４月１日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7　ヘッジ会計の方法	(1)　ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。 (2)　ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約 ヘッジ対象－投資有価証券、短期貸付金 (3)　ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4)　ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8　消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9　連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[追加情報]

	自　平成23年４月１日 至　平成23年９月30日
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

平成23年９月30日現在
※１　有形固定資産の減価償却累計額 2,541百万円 ※２　消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

自 平成23年４月１日
至 平成23年９月30日

※１ 減価償却実施額

有形固定資産	232百万円
無形固定資産	1,864百万円
長期前払費用	5百万円

※２ 営業外収益のうち主要なもの

受取配当金	2,987百万円

※３ 営業外費用のうち主要なもの

支払利息	30百万円
金銭の信託運用損	276百万円

※４ 特別利益の内訳

投資有価証券等売却益	34百万円
株式報酬受入益	88百万円

※５ 特別損失の内訳

投資有価証券売却損	26百万円
投資有価証券等評価損	0百万円
固定資産除却損	42百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

自 平成23年４月１日
至 平成23年９月30日

１ 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5,150,693株	―	―	5,150,693株

２ 配当に関する事項

配当金支払額

平成23年７月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	野村ホールディングス株式会社株式
(2) 配当財産の帳簿価額	8,267百万円
(3) 1株当たり配当額	1,605円12銭
(4) 基準日	平成23年７月19日
(5) 効力発生日	平成23年７月20日

◇リース取引関係

自 平成23年４月１日
至 平成23年９月30日

１ ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

該当事項はありません。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	有形固定資産（器具備品）
取得価額相当額	361百万円
減価償却累計額相当額	310
中間期末残高相当額	50

② 未経過リース料中間期末残高相当額

１年内	47百万円
１年超	6
合計	53

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	43百万円
減価償却費相当額	40
支払利息相当額	1

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

２ オペレーティング・リース取引

未経過リース料

１年内	6百万円
１年超	5
合計	12

◇金融商品関係

当中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	498	498	-
(2)金銭の信託	39,466	39,466	-
(3)短期貸付金	168	168	-
(4)未収委託者報酬	8,212	8,212	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,544	7,544	-
(6)関係会社株式	3,064	77,011	73,947
資産計	58,954	132,902	73,947
(7)関係会社短期借入金	5,000	5,000	-
(8)未払金	4,952	4,952	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	53	53	-
未払手数料	3,570	3,570	-
その他未払金	1,323	1,323	-
(9)未払費用	7,194	7,194	-
(10)未払法人税等	723	723	-
負債計	17,869	17,869	-
(11)デリバティブ取引（＊）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	△5	△5	-
デリバティブ取引計	△5	△5	-

（＊）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

（2）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（中間貸借対照表計上額：投資有価証券740百万円、関係会社株式11,360百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末 （平成23年９月30日）

１．満期保有目的の債券(平成23年９月30日)

該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式(平成23年９月30日)

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	77,011	73,947
合計	3,064	77,011	73,947

３．その他有価証券(平成23年９月30日)

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	3,356	282	3,073
投資信託	―	―	―
小計	3,356	282	3,073
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
投資信託(※１)	2,587	3,003	△415
譲渡性預金	1,600	1,600	―
小計	4,187	4,603	△415
合計	7,544	4,885	2,658

(※１)　当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は117百万円（税効果会計適用後）であり、中間貸借対照表に計上しております。

◇ デリバティブ取引関係

当中間会計期間（自 平成23年４月１日　至 平成23年９月30日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（１）通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,575	-	△5	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	168	-	(*1) -	-
合　計			2,743	-	(*1)△5	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇１株当たり情報

自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日
１株当たり純資産額　13,007円36銭 １株当たり中間純利益　1,028円70銭 （注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。 ２．１株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 中間純利益　5,298百万円 普通株主に帰属しない金額　― 普通株式に係る中間純利益　5,298百万円 期中平均株式数　5,150千株

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 満 雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀 井 純 子 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの第５３期事業年度の中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成２３年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２３年４月１日から平成２３年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成24年4月18日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 満 雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村CRF（キャッシュ・リザーブ・ファンド）の平成23年9月1日から平成24年2月29日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村CRF（キャッシュ・リザーブ・ファンド）の平成24年2月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ